

日本向けに輸出される偶蹄類の動物及び偶蹄類の動物の精液、受精卵の家畜衛生条件中のヨーネ病についての検査方法の変更について

平成 12 年 9 月 14 日付け 12 動検甲第 1251 号

現在、各国との間に締結されている、日本向けに輸出される偶蹄類の動物及び偶蹄類の動物の精液、受精卵の家畜衛生条件においてはヨーネ病に関する検査の一つとして、ヨーニン検査を要求している。

これまで家畜衛生条件においては検査抗原としてヨーニンを使用するヨーニン検査を要求してきたが、今般、国際的にヨーニンの入手が困難となってきていること、また、鳥型ツベルクリンを用いた検査によっても、ヨーニンを用いた場合と同等の精度の検査結果が得られることが判明していることから、現在家畜衛生条件で要求しているヨーニン検査については、ヨーニンあるいは鳥型ツベルクリンを用いた遅延型過敏症反応検査に代えることができることとして、下記関係国政府家畜衛生当局あて通知した。

なお、当該通知にあたっては、偶蹄類の動物について輸出国で鳥型ツベルクリンを用いた検査を実施した場合であっても、我が国到着時にはヨーニン検査を実施することを通知する必要があることから、このことについても記載したので、併せてお知らせする。

通知対象国：

ハンガリー、ドイツ、デンマーク、オランダ、ベルギー、フランス、アイスランド、カナダ、アメリカ、チリ、北マリアナ諸島、ニュージーランド、ヴァヌアツ共和国、オーストラリア、英国